

自動車重量税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(非課税軽自動車であることを明らかにするための書類)

第一条 自動車重量税法施行令(昭和四十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二条に規定する財務省令で定める書類は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の六第三項(軽自動車届出済証返納証明書の交付)に規定する軽自動車届出済証返納証明書とする。

(非課税軽自動車であることを明らかにするための書類)

第一条 自動車重量税法施行令(昭和四十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二条に規定する財務省令で定める書類は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の六第二項(軽自動車届出済証返納証明書の交付)に規定する軽自動車届出済証返納証明書とする。

附則

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

---